

7 信 監 第 1 0 号
令和8年1月30日

信濃町長 鈴木文雄 様
信濃町議会議長 酒井 聡 様

信濃町監査委員 荒井 英一郎
信濃町監査委員 湊 喜 一

令和7年度財政援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

令和7年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定及び令和7年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、適正で合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行について監査を実施しました。

第2 対象年度

令和6年度執行分

第3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の各号のいずれかに該当する団体を選定し、令和7年12月25日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐(しゅつえん)を受けている団体
- (2) 町から補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委託されている団体(指定管理者)

第4 監査実施団体

信濃町商工会

第5 監査の実施方法

監査実施団体の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、監査実施団体に出向き、同団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施しました。

また、所管課における当該財政的援助に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づき、質問その他必要と認めた監査手続を実施しました。

第6 監査の結果

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、一部に是正、改善又は検討を要する事項が認められました。

監査を実施した団体に対する指摘事項等は、別紙「監査対象団体の監査結果」のとおりです。

また、所管課に対する指摘事項及び意見については、別紙「所管課に対する指摘事項及び意見」のとおりです。

なお、軽微な事項については、口頭により留意又は改善を促したため、記載を省

略しました。

本監査結果は、「監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成 31 年 3 月 26 日制定）」に基づき、監査委員の合議により決定したものです。

○監査対象団体の監査結果

監査団体名	信濃町商工会			
団体所在地	長野県上水内郡信濃町大字柏原 2645 番地 2			
監査年月日	令和 7 年 12 月 25 日	所管課	産業観光課 (総務課)	
団体の概要	代 表 者	会長 吉川 正市		
	設立年月日	昭和 35 年 9 月 2 日	資本金等	正味財産 113,845,482 円
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談又は指導 2 商工業に関する情報収集及び提供 3 商工業に関する調査研究 4 商工業に関する講習会又は講演会の開催 等		
	令和 6 年度 決算状況	経常収益 44,413,650 円 経常費用 44,490,630 円	当期経常増減額 当期正味財産増減額	△76,980 円 △1,543,859 円
監査対象 (財政援助)	令和 6 年度補助金 43,514,737 円 (1) 信濃町経営改善普及事業補助金 10,000,000 円 (2) 物価高騰対応重点支援地域振興商品券発行事業補助金 31,898,737 円 以下は総務課所管事業であるため、当該事業については団体のみ監査を実施しました。 (3) 信濃町起業等支援事業者補助金 1,316,000 円 (4) 信濃町元気な地域づくり交付金 300,000 円			
監査結果	指摘事項はありませんでした。			
意見	【注意事項】 1 信濃町経営改善普及事業補助金関係 (1) 適正な補助金交付関係書類の作成について 町に対し、補助金等の額の確定前に概算払を受けようとする場合			

<p style="text-align: center;">意見</p>	<p>には、信濃町経営改善普及事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、「信濃町経営改善普及事業補助金概算払請求書」を町長に提出する必要があります。</p> <p>しかしながら、令和6年度に町へ提出された関係書類を確認したところ、本来提出すべき「信濃町経営改善普及事業補助金概算払請求書」ではなく、「信濃町経営改善普及事業補助金交付請求書」が提出されていたことが確認されました。</p> <p>補助金交付手続は、要綱及び関係規程に基づき厳格に行われるべきものであり、提出書類の種別を誤ることは、補助金執行の適正性に対する疑義を生じさせるおそれがあります。</p> <p>今後は、要綱の内容を十分に確認の上、制度趣旨に即した適正な様式により関係書類を作成し、提出するよう留意してください。</p> <p>(2) 要綱に基づく変更承認手続について</p> <p>本補助金に係る実績報告書を確認した結果、補助金算定明細書に記載された「事業項目」、「補助事業に要する経費」及び「町補助金」の額が、当初の補助金交付申請書に記載された内容と相違していることが確認されました。</p> <p>要綱第6条では、補助金交付申請書の内容に変更が生じた場合には、補助金交付申請変更（中止）承認申請書を町長に提出し、その承認を受けることが必要であると規定されていますが、当該変更に係る承認手続は行われていませんでした。</p> <p>補助金は、申請内容を前提として交付決定されるものであり、変更承認手続を経ない事業内容や経費の変更は、補助金交付の適正な根拠を欠くこととなります。</p> <p>今後は、要綱の規定を遵守し、申請内容に変更が生じた場合には、所定の変更承認手続を適切に行うようにしてください。</p>
---------------------------------------	---

○所管課に対する指摘事項及び意見

産業観光課

【指摘事項】

指摘事項はありませんでした。

【意見（注意事項及び検討事項）】

(1) 補助金の額の確定に関する適正な事務処理について

信濃町補助金交付規則（以下「規則」という。）第13条第3項の規定により、町長は補助金等の額の確定後において補助金を交付するものとされていますが、

補助事業の遂行上必要があると認める場合には、補助金等の額の確定前において、補助金等を概算払又は前金払により交付できるものとされております。しかしながら、令和6年度に提出された関係書類を確認したところ、概算払に該当する事案であるにもかかわらず、本来使用すべき「信濃町経営改善普及事業補助金概算払請求書」ではなく、「信濃町経営改善普及事業補助金交付請求書」が提出されていたことが確認されました。

補助金請求に係る書類は、補助金執行の適正性を担保する重要な根拠資料であることから、所管課においては、補助対象事業者に対し、規則第13条第3項の趣旨及び概算払制度の位置付けについて十分に説明するとともに、適正な様式による請求が行われるよう、適切な指導を行ってください。

(2) 補助金交付要綱に基づく変更承認手続について

信濃町経営改善普及事業補助金に係る実績報告書を確認した結果、補助金算定明細書中「事業項目」、「補助事業に要する経費」及び「町補助金」の額が補助金交付申請書の内容と異なる額となっています。

要綱第6条においては、補助金交付申請書の内容に変更が生じた場合には、補助金交付申請変更（中止）承認申請書を町長に提出し、その承認を受けることが必要であると規定されていますが、当該変更に係る承認手続は行われていませんでした。この点は平成30年度財政援助団体等監査においても注意したところであり、改善が十分に進んでいないことは遺憾です。

所管課においては、補助対象事業者に対し、補助金交付要綱の規定内容を十分に周知するとともに、申請内容に変更が生じた場合には、所定の変更承認手続が確実に行われるよう、制度の趣旨を踏まえた適切な指導を行ってください。